○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年一月二十六日農林水産省告示第百六号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百二十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年一月十四日農林水産省告示第九十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和五十年八月二十日農林省告示第八百四十七号、昭和五十九年九月十三日農林水産省告示第千九百三十四号、平成七年十二月六日農林水産省告示第千九百五十二号（二に係るものに限る。）、平成九年七月二十三日農林水産省告示第千百八十八号（三に係るものに限る。）、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十九号（二に係るものに限る。）、平成十四年三月十五日農林水産省告示第七百二十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十一年十二月六日農林水産省告示第千五百六十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百八十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から代表者及び役員の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　変更前の登録講習機関の代表者の氏名　内藤　勇

二　変更後の登録講習機関の代表者の氏名　中山　啓一

三　変更前の登録講習機関の役員の氏名

内藤　勇　西村　俊郎　福田　雄一

三宅　章郎

四　変更後の登録講習機関の役員の氏名

大谷　秀逸　定行まり子　中山　啓一

渡辺　博司

五　変更年月日　平成二十八年六月二十二日

○国土交通省告示第八百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年七月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5440号	第三種マスト灯	2 L T 959 940—6	HELLA — New Zealand Limited	81—83 Ben Lomond Crescent, Pakuranga, Auckland, New Zealand
第5441号	第一種舷灯（紅）	2 L T 959 900—6	〃	〃
第5442号	第一種舷灯（緑）	2 L T 959 908—6	〃	〃
第5443号	第一種船尾灯	2 L T 959 909—6	〃	〃
第5444号	第一種両色灯	2 L T 959 941—0	〃	〃
第5445号	第二種マスト灯	2 L T 959 940—4	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録番号　19

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　カーテンウォール・防火開口部協会

㈢　変更後の代表者の氏名　白井　春雄

㈣　変更年月日　平成二十八年五月三十日

○国土交通省告示第八百八十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録番号　28

㈡　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　全国基礎工事業団体連合会

㈢　変更年月日　平成二十八年四月一日